

9. 技能ライセンス規程

2013年4月1日

規 第 9 号

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本バトン協会（以下「協会」という。）資格認定規程に関する技能ライセンスに必要な事項を定める。

(主 旨)

第2条 技能ライセンスは、協会発行の「バトントワーリング技能ライセンステキスト」に基づき、技術の段階的なレベルアップを図り、その成果を認証することを目的とする。

(種 類)

第3条 協会の認定する技能ライセンスの種類は、次の通りとする。

- (1) 技能1級
- (2) 技能2級
- (3) 技能3級
- (4) 技能4級
- (5) 技能5級
- (6) 技能6級

(受験資格及び検定料)

第4条 技能ライセンスの受験資格及び検定料は、次の通りとする。

- (1) 技能ライセンスの受験者は、協会の構成員又は個人会員とする。
- (2) 技能ライセンスの受験者は、支部及び都道府県協会が指定する技能ライセンス講習会において、受験に必要な諸手続きを行った者とする。
- (3) 受験資格は、次の通りとする。
 - ①技能1級は、技能2級資格を有し、受験時に小学生以上の者
 - ②技能2級は、技能3級資格を有し、受験時に小学生以上の者
 - ③技能3級は、技能4級資格を有し、受験時に小学生以上の者
 - ④技能4級は、受験時に小学生以上の者（但し、初めての受験でも技術が技能5級に達していると認められた者は受験することができる。）
 - ⑤技能5級は、受験時に小学生以上の者
 - ⑥技能6級は、受験時に小学生以上の者
- (4) 検定料は、「別表1」に定める通りとする。

(認定及び認定料)

第5条 技能ライセンスの認定及び認定料は、次の通りとする。

- (1) 認定は、支部及び都道府県協会が指定する講習会において「別表2」に定める必須単位を修了し、検定試験に合格の後、「別表1」に定める認定料を納入した者とする。
- (2) 認定の証明は、合格者本人の「パスポート」に開催支部又は都道府県協会が記録する。

(規程の変更)

第6条 この規程の変更は、理事会の議決を要する。

(附 則)

この規程は、2013年4月1日より施行する。

この規程は、2014年2月24日から変更し同日より施行する。

この規程は、2018年4月1日から変更し同日より施行する。

この規程は、2021年4月30日から変更し同日から施行する。

この規程は、2025年4月7日から変更し同日より施行する。

検定料・認定料 別表 1

	種 類	検定料	認定料
1	技能 1 ～ 3 級	1, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円
2	技能 4 ～ 6 級	5 0 0 円	5 0 0 円

必須単位 別表 2

(1 単位 4 5 分)

級	単位	時	講 座 名	合格点
6級	3	1 2 3	・バトンの基礎知識 ・基本動作 I ・フットワーク I ・基本操法 I ・検定要領	60 点
5級	3	1 2 3	・フットワーク II ・基本操法 II ・検定要領	70 点
4級	6	1 2 3 4 5 6	・フットワーク III ・基本操法 III ・基本操法 IV ・基本操法 V ・コンビネーション I ・検定要領	70 点
3級	6	1 2 3 4 5 6	・ボディワーク I ・応用操法 I ・応用操法 II ・応用操法 III ・コンビネーション II ・検定要領	80 点
2級	8	1 2 3 4 5 6 7 8	・基本動作 II ・ボディワーク II ・応用操法 IV ・応用操法 V ・応用操法 VI ・コンビネーション III ・規定ルーティーン ・検定要領	80 点
1級	8	1 2 3 4 5 6 7 8	・ボディワーク III ・応用操法 VII ・応用操法 VIII ・応用操法 IX ・コンビネーション IV ・コンビネーション V ・ルーティーン ・検定要領	80 点